



事故防止メルマガ「Think」／Vol. 133
【発行】シンク出版株式会社 <http://www.think-sp.com/>

// INDEX //

- 1・2016年9月前半の安全管理ごよみ
- 2・安全管理法律相談～会社でのいじめ対応に悩んでいます
- 3・交通事故の裁判事例～ゴムバンドを直さなかったドライバーに過失を認定
- 4・今日の朝礼話題～夜間は思わぬ前方の危険に注意
- 5・【新発売】参考書「よくわかる運輸安全マネジメントの進め方」
- 6・【新発売】小冊子「悪条件下における事故防止のポイント」



★9月前半の安全管理ごよみ

- ◆1日（木）～10月31日（月）
——自動車点検整備推進運動強化月間
- ◆1日（木）
——防災の日
- ◆3日（土）
——睡眠の日
- ◆9日（金）
——救急の日

※詳しくはシンク出版のWEBサイト「今月の運転管理」で紹介しています。

【今月の運転管理↓】

<http://www.think-sp.com/2016/08/10/kongetsu-untenkanri-sep-16/>

==★★PR★★==
ドライバーやフォークリフトオペレーターの安全指導に悩んでいませんか？
=====

ドライブレコーダーは、事故を起こしてから活用するのではなく、事故を防止するためのツールとして活用することが大切です。

タカラ物流システムの「安全運転サポートシステム」は、ドライブレコーダーの映像を活用して「見えない危険」を「見える安全」に変換し、事故を防止するサービスです。

日々の運行の実際の映像を分析することで、危険なドライバーやフォークリフトオペレーターを早期に発見でき指導に役立てることができます。

オプションで、教習所の指導者による診断や、診断後の指導も用意しています。

【詳しくはこちら↓】

<http://www.tbr-gazosindan.com/>

(タカラ物流システム(株)のサービス紹介ページに移動します)

■安全管理法律相談

こちらのコーナーでは、WILL法律事務所の清水伸賢弁護士が安全管理上、知っておかなければならない法律知識の解説や、交通事故の裁判例の紹介を交えながら、運転管理の疑問、質問に答えます。

第40回「会社でのいじめ対応に悩んでいます」

【質問】

私はルートセールスの会社の社長ですが、ある若手の従業員から「他の従業員にいじめられています」と相談がありました。どこの会社でもよくある話とは思いますが、会社としてこういった問題を放置していると、どういったリスクが考えられますか？

【回答】

職場のいじめといっても、それぞれの勤務体制や業務内容、構成員などにより、その様子はさまざまです。

いじめの定義も、児童の場合には、いじめ防止対策推進法という法律がありますが、社会人の場合には、特に明文で規定されているものではありません。

職場のいじめに関する会社の責任は、具体的ないじめの態様や主体等によってかわってきますが、大きく「不法行為責任」と、「債務不履行責任」があります。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/08/01/houritsu-39-ijime/>

■交通事故の裁判事例

今回は、トラックを左側から追い抜こうとしたバイクが、荷台からはみ出していたゴムに引っかかって転倒した事故で、トラックの過失割合を60%とした事例を取り上げます。

『ゴムバンドを直さなかった重大な注意義務違反があり60%の過失を認定』

【事故の状況】

平成21年9月18日午後4時25分ごろ、Aは中型トラックを運転して京都府八幡市の道路を走行していたところ、後ろから進行してきた自動二輪車Bが左側からトラックを追い越そうとしました。ところが、追越し途中で荷台フックから外れていた防水シートのゴムバンドに右ブレーキレバーが引っ掛かったために転倒し、死亡しました。

B側は、ゴムバンドが垂れ下がっていることに気づきながら放置していた責任があり、Aに8割の過失があると主張しました。

一方A側は、トラックとガードレールの間が1.3m程度しかなく、制限速度50キロの道路を時速75キロで追い越そうとした運転行為に過失があり、Bの過失は少なくとも8割あると主張しました。

これに対し、裁判所は次のように述べて、トラック側の過失を6割と認定しました。

【裁判所の判断】

「Aには、ゴムバンドが外れていることを認識しながら、これを直すことができたにもかかわらずそのままの状態で行き、また左側に寄らず二輪車が通行できる程度の幅をあけて走行した過失がある」

「Bには、十分な車幅がないにもかかわらず、安全を十分に確認せずに左側から高速度でトラックを追い越そうとした過失がある」

「Bの運転自体も危険なものではあるが、ゴムバンドを正しく設置していれば事故は起きておらず、Aがゴムバンドが外れていたことを認識していたこと、ゴムバンドを荷台にかけることはトラック運転者の基本的かつ重大な注意義務であることを考慮すると、Aの過失を60%と評価するのが相当である」

として、Bの損害額のうち4割を減額した約5,380万円を認めました。

(大阪地裁 平成25年9月17日判決)

■今日の朝礼話題

『夜間は思わぬ前方の危険に注意』

まだ暑い日が続きますが、日没は確実に早くなり、日が短くなっています。暗くなると歩行者や自転車などとの衝突事故に注意しなければなりません。

歩行者や自転車は車のように自分から光を発光するヘッドライト・テールランプなどを持たないので、発見が遅れがちとなるからです。

【続きを読む↓】

<http://www.think-sp.com/2016/08/17/tw-yakan-zenpou/>

シンク出版WEBサイトでは、朝礼時や会報作成時に参考にしていただける「今日の朝礼話題」を毎日（弊社営業日）更新しています。

（情報のご利用につきましては、以下「当サイトのご利用について」をご確認ください↓）

<http://www.think-sp.com/about/>

■【新発売】参考書「よくわかる運輸安全マネジメントの進め方」

※仕様 A4判／56ページ／カラー刷

※価格 1,400円＋税（送料実費）

運輸安全マネジメントを実施したものの、どのように進めていけばよいかわからないという事業所様が少なくありません。

本書は、運輸安全マネジメント推進の中心となる「P（計画）→D（実施）→C（評価）→A（改善）」のサイクルについて、実際の事業者の実践例を交えながら具体的に解説しています。

運輸安全マネジメントを実施するにあたって、どのような目標・計画を立てて、どういった安全活動を実施すればよいかの参考になり、本書をサンプル集として活用すれば、すぐに実践に役立てていただけます。

【詳しくはこちら↓】

<http://goo.gl/Wk857U>

■【新発売】小冊子「悪条件下における事故防止のポイント」

※仕様 B5判／16ページ／カラー刷

※価格 700円＋税（5冊セット価格・送料実費）

運転するにあたっては、常に快適な環境とは限りません。雨の日や、夜間は見通しが悪くなりますし、堤防道路や山間部などは、幹線道路と大きく道路環境が異なります。

本書は運転中に遭遇する「トンネル」「雨天」「夜間」「渋滞」「堤防道路」「山間部」といった悪条件下における事故防止を狙いとした教育教材です。

各場面で注意すべきポイントを簡潔にまとめていますので、悪条件下における

事故防止のポイントを簡単に理解していただくことができます。

【詳しくはこちら↓】
<http://goo.gl/9wxSKo>

【事故防止メルマガ「Think」のバックナンバーはこちら↓】
<http://goo.gl/5G5iL>

本メールマガジンは、名刺交換をさせていただいた方々にも送信させていただいております。今後、メールマガジンの購読を希望されない場合は、お手数ですが下記アドレスまでご連絡をいただきますようお願いいたします。

(平成28年8月17日送信)

※本メールは「MSゴシック」などの等幅フォントで最適に表示されます。

■ □ ————— □ ■

～人と車の安全な移動をデザインする～
シンク出版株式会社

大阪市北区天神橋1-7-15 ビアリッツ天神橋501

TEL 06-6809-1989

FAX 06-6809-1984

Eメール mail@think-sp.com

URL <http://www.think-sp.com/>

■ □ ————— □ ■